中小企業経営者を鼓舞（インスパイア）する

企画・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

経営のセカンド・オピニオン　ｖｏｌ．79　＜2013年10月号＞

■【トピックス】
東京オリンピック！

2020年のオリンピック開催地が東京に決まりました。決定の直前からマスコミは、この話題で持ちきりでした。株式市場も翌日には大きく株価を上げ、今後7年間の先行きに明るいものを感じさせる展開で推移しています。

しかし、私の地元の名古屋では、オリンピック開催決定の熱気はありません。足元の景気は回復してきていません。相変わらず厳しいものがあります。つくづく東京だけが日本ではないと感じます。

■【ビジネス・アイ】
婚外子の相続差別（その2）

社長「最高裁で婚外子の相続差別は認められないという判決がでたようだね。前にも同じような判決があったよね」

花野「9月に最高裁で、非嫡出子を相続差別する民法の規定について違憲判決がでました。2年前にも高裁で違憲判決が確定していますが、今度は最高裁の判決です」

社長「最高裁の判決が出ると何か変わるの？」

花野「そうです。さすがに最高裁で違憲判決が確定したので民法を改正して違憲状態を解消する必要がありますね。近々国会に改正法案が出されるものと思われます」

社長「そうなんだ。でも高裁で違憲判決が出っているならもっと早く民法を改正してもよさそうなものだよね」

花野「そうですね。前から最高裁でも違憲判決が出ると言われていましたから、立法府がもっと早く対応すべき問題でしたね」

社長「ところで、これまでに行われた相続は、遡って修正することになるのかなあ？」

花野「今回の判決は、すでに遺産分割が確定しているものには影響ありませんね」

社長「そうだよね。もし影響があったら大変なことになるよね」

花野「そうですね。でもこれからの相続には、民法が改正されていなくとも影響しますから、注意が必要ですね」

■【今月のキーワード】
法定相続分

法定相続分とは、民法で定められた相続財産を相続人が分割する際の取り分の取り決めです。

よくある誤解ですが、遺産分割協議の際に必ず法定相続分で遺産を分割しなければならないと思い込んでいる人がいますが、必ずしもそうではありません。分割協議は相続人同士の話し合いで合意できれば、それで問題ありません。

法定相続分は、相続人同士の話し合いで合意できなかった場合に、法律上の目安として定められているものです。

■【今月の1冊】
『原発ホワイトアウト』
若杉　冽　著
講談社　￥1600

現役のキャリア官僚が匿名で、福島第1原子力発電所事故に続く原発事故を予言した本です。形式は告発小説の形式をとっています。

産官業学がいかに利権で結びついているか。そしていかに安全を犠牲にして原発の再稼働に突き進んでいるか。また、反対勢力をいかに社会的に抹殺していくか。これまでの事件も交えて描いています。怖くてリアル小説です。

■【編集後記】

今年の夏は、酷暑、大雨、突風、台風など自然の脅威が日本列島を縦断しました。被害に遭われた方にはお見舞い申し上げます。

個人的には、9月の初めの大雨で、名古屋駅の新幹線待合室で4時間待たされました。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 79（毎月1日発行）
●定価：2,400円/年　●発行日：2013.10.1　●発行人：花野康成
●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア
〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F
TEL.052-205-6361　FAX.052-204-8808
http://homepage3.nifty.com/binspire/